

リサイクルインクカートリッジ訴訟、キヤノンの勝訴確定

キヤノンが、インクジェットプリンタ用のインクカートリッジの使用済品を再充填したリサイクル品を輸入・販売するリサイクル・アシストを、特許権侵害で訴えた訴訟の上告審で、最高裁第一小法廷は11月8日、輸入・販売の差し止めと廃棄を命じた2審の知的財産高裁判決の結論を支持、リサイクル・アシストの上告を棄却した。(※)

(※)の続き

訴訟では、このリサイクル品が、インク漏れを防ぐ仕組みに関するキヤノンの特許を侵害したかが争点となった。リ社は、インクカートリッジの再生は修理にあたり、「特許使用製品を市場で販売して対価を得た後は、特許権を行使できない」との原則から、特許権侵害は成り立たないと主張していた。

第一小法廷(横尾和子裁判長)は、上記の原則は踏まえた上で、リサイクルによって加工や部材の交換がされ、特許製品が新たに製造されたと認められるときには、特許権を行使することができるとし、「新たな製造」かどうかは、製品の性質、発明の内容、加工の方法のほか、取引の実情などを総合的に考慮して判断する、との基準を示した。

そのうえで、リサイクル品が「新たな製造」にあたるかどうかを検討。元の製品は印刷品質の低下などを防ぐため「使い切り」を想定しているのに、穴を開けて内部に残ったインクを洗い流して再注入するのは、「新たな製造」にあたる結論づけ、特許権侵害が成り立つとした。

【詳細】平成18(受)826 特許権侵害差止請求事件
<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20071108162351.pdf>

リサイクルインクカートリッジ訴訟 エプソンは特許無効で敗訴確定

セイコーエプソンが、インクジェットプリンタ用のインクカートリッジのリサイクル品を販売するエコリカに販売差止めなどを求めた訴訟で、最高裁第二小法廷(中川了滋裁判長)は11月9日、エプソンの上告を棄却する判決を下した。

エプソン側が主張の根拠とした特許権自体を「無効」と判断した一、二審判決の結論を支持、エプソン側の敗訴とした二審の知財高裁判決が確定した。

エプソンは2001年、カートリッジのインク漏れを防ぐフィルムなどの構造に関する技術の特許を取得したが、一、二審判決は「エプソンの特許は、不適法な分割出願で、出願日が親特許出願日まで遡及せず、新規性がなく特許は無効」と判断。元の製品の特許権自体を認められず、リサイクル品の特許権侵害は成立しないとした。

ガシャポン特許侵害訴訟 バンダイがエポック社に勝訴

バンダイなど2社が、ガシャポンなどの愛称で知られる玩具入カプセルやカードの自動販売機の特許権を侵害されたとして、エポック社に自販機の製造販売の差し止めなどを求めた訴訟で、東京地裁は10月26日、特許侵害を認め、エポック社に対して自販機の製造販売の中止と、約510万円の損害賠償を命ずる判決を下した。

バンダイは、カプセル自販機については自社の3件の特許、カード自販機については、自社と大和精工の共有の3件の特許

をエポック社の自販機が侵害したとして提訴していた。

東京地裁の市川正巳裁判長は、カプセル自販機では、カプセルの補充や入替を容易にするため、カプセル収納ケースを自販機本体から取り外せるようにした構造などの特許第3267512号、カード自販機では第3830955号の特許の有効性を認定。エポック社の自販機がこれらの特許を侵害しているとして、製造販売の中止を命じた。

しかし、損害額については、他にもカプセル自販機はあり、バンダイ特許を侵害しないような改造も容易であるとして、ロイヤルティーは売上額の2%に程度と判断。バンダイ側の計7600万円の要求に対し計約510万円の賠償を命じた。

バンダイは1977年から「ガシャポン」の製造・販売を始め、全国に約45万台を設置。一方、エポック社は2002年以降、同様のカプセル自販機「EC00H500」を製造し、約1万台を設置するようになったと言われている。

エポック社は判決を不服として控訴する方針。

【参考】平成18(ワ)474特許権侵害差止等請求事件
<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20071102135234.pdf>

特許庁、通常実施権等登録制度の 見直し案公表、意見募集

特許庁は11月1日、産業構造審議会知的財産政策部会の特許制度小委員会の下に7月に設置された通常実施権等登録制度ワーキンググループの審議結果を報告書(案)を公表するとともに、これに対する各方面からの意見募集を11月1日から11月30日まで行うを発表した。

通常実施権等登録制度の見直しは、M&A(企業の合併・買収)の増加や、産業財産権の流動性の高まり、ライセンスの拡大とその保護の重要性の高まりなどに対応して、特許権などのライセンサー(権利保有者)とライセンシー(使用者)との間のライセンス契約を保護する制度である「通常実施権等登録制度」を、より実効的なものとするため検討されてきたもの。

現行の同制度は、ライセンサー、ライセンシーの双方がライセンス契約の内容を特許庁に登録することで、特許権が買収者などに移動しても契約で認められた特許の実施を保障しているが、ライセンシーやライセンス対価などが登録事項として開示されるため、ライセンシーの開発戦略などが明らかになるといふ問題点があり、昨年までの登録件数は、特許権で1315件と、特許庁の推計ライセンス契約総数の1%程度の低い率にとどまっている。

そこで、見直し案では(1)登録事項のうち、一般開示はライセンサーや特許番号に限定し、ライセンシーや通常実施権の範囲の開示は、契約当事者や破産管財人など利害関係者のみに制限する、(2)経済状況などで変動するライセンスの対価は登録事項から外す、(3)ライセンス契約に含まれることが多い出願段階の特許も登録可能とするなど、より活用しやすい方向の制度改正を行うとしている。

ワーキンググループでは、意見募集の結果も踏まえて12月

上旬に報告書をまとめる予定。

【参考】産業構造審議会 知的財産政策部会 特許制度小委員会 通常実施権等
登録制度ワーキンググループ報告書（案）に対する意見募集
http://www.jpo.go.jp/iken/iken_working_group_report.htm

平成19年度の弁理士試験合格者613名 2年続けて前年下回る

特許庁は11月6日、平成19年度弁理士試験合格者の氏名番号、弁理士試験の志願者および合格者の推移グラフやコメント、最終合格者の各種内訳などの統計データを発表した。

平成19年度は、志願者数は9,865名、受験者数は9,148名で、志願者数が初めて1万人を超えた昨年より2%ほど減少、合格者数は613名で、昨年の635名を3.5%下回り、2年続けて前年を下回った。最終合格率も6.7%と新制度開始後最も低くなった。

合格者の平均年齢は33.6歳、最年長は70歳といずれも昨年を上回り、平均受験回数も3.50回と、新制度の試験開始後最少だった昨年の3.05回を上回った。なお女性の合格者は105名、構成比は17.1%で、前年の114名、18%を下回った。

【参考】平成19年度弁理士試験合格発表
http://www.jpo.go.jp/torikumi/benrishi/benrishi2/h19_benrishi_goukaku_menu.htm

【参考】平成19年度弁理士試験の結果について
http://www.jpo.go.jp/torikumi/benrishi/benrishi2/h19benrishi_kekka.htm

権利者団体、録音録画保証金問題で JEITAに公開質問状

デジタル私的録画問題に関する権利者会議28団体と賛同団体59団体は11月9日、記者会見を開き、文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理の公表を受けて私的録音録画に対する補償を不要とする見解を10月16日に発表したJEITA（電子情報技術産業協会）に対し、公開質問状を送付すると発表した。

この質問状は、総務省で発表された「コピーワンス」の緩和策「ダビング10」について、消費者、メーカー、放送事業者、権利者が、「クリエイターが、適正な対価を得られる環境を実現すること」で合意したのに、メーカーの代表者であるJEITAが「技術的にコピー制限されているデジタル放送の録画機器を補償の対象とする必要はない」と上記見解で主張したことに関し、その論拠等を7項目にわたって問いただすもので、12月7日を回答指定日としている。

権利者団体は、「クリエイターが適正な対価を得られる環境を実現すること」とは、即ち私的録画補償金を前提にしたものだとし、(1)第4次中間答申では、コピーワンス緩和の前提条件「クリエイターへの対価還元措置」は合意されているはずだが、私的録画についての対価還元制度は私的録音録画制度以外に存在せず、それを否定する見解発表は「コピーワンス緩和に関する合意を破棄するもの」と理解してよいか。

(2)合意が破棄されるなら、緩和を待ち望む消費者へどのように説明するのか。

(3)中間答申案策定の時点で私的録音録画制度の廃止を主張せず

に、今になって主張するのはなぜか。

など7項目の質問をあげており、(7)では、録音録画補償金制度についてJEITAは一環にして頑なで敵対的だが、状況打開のために手を携えることはできないのか考えを聞かせて欲しい、と結んでいる。

【参考】公開質問状
http://www.jasrac.or.jp/release/07/pdf/11_1.pdf
【参考】JEITA、私的録音録画問題でさらに議論を求める見解表明
http://news.braina.com/2007/1022/move_20071022_001_.html

ブロードコム特許侵害訴訟 クアルコムの賠償額1960万ドルに減額

米ブロードコムは11月23日、米クアルコムに対する特許侵害訴訟で、米連邦判事が11月21日、改めてクアルコムによる特許侵害を認め、1960万ドルの賠償金支払いを命じたと発表した。故意侵害認定の3930万ドルからは減額となったが、ブロードコムは受け入れを表明した。

米カリフォルニア州サンタアナの連邦陪審は今年初め、クアルコムがブロードコムの3件の特許を故意に侵害したとして、賠償金を当初の1960万ドルから3930万ドルに引き上げ、これに基づきジェームズ・セルナ判事は8月、賠償金の倍額と弁護士費用の支払いをクアルコムに求める判決を下していた。

しかしその後、別のシーゲートテクノロジーに関する裁判で、連邦法における「故意」の解釈が変更され、クアルコムも再審理を求めていた。

セルナ判事は、クアルコムによるブロードコムの3件の特許侵害は認めたと、故意侵害の認定による損害賠償と弁護士費用の増額請求に関しては棄却し、その上で、ブロードコムに対して、1960万ドルへの賠償金減額の受け入れ、または再審の申請という選択を求めたが、ブロードコムは前者の減額を受け入れた。

ブロードコムは今後、特許侵害であるWCDMAおよびEV-DO方式の携帯電話機用LSIの開発、製造、使用、販売の差し止めをクアルコムに命ずるよう裁判所に求めていくとしている。

一方、クアルコムも11月23日、判決を確認するコメントを発表。「今回の判決に喜んでいる」と述べている。

その他

(1) ケンウッド、中国での商標権、意匠権、著作権侵害訴訟すべてに勝訴

http://news.braina.com/2007/1113/judge_20071113_001_.html

(2) 日米欧三種特許庁、共通の特許出願様式の導入などで合意

【参考】第25回日米欧三種特許庁会合について

http://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai3/nitibeiou_meeting_25.htm

(3) 特許庁、日中特許庁長官会合の結果概要を発表

【参考】第14回日中特許庁長官会合の結果概要

http://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai3/asia_jckmeeting_14.htm

(4) 特許流通促進事業による成約累計1万件突破、NCIPJ発表

【参考】特許流通促進事業の成果について

<http://www.ryutu.inpit.go.jp/about/seika.html>

—WEBサイト版 知財情報局 のご案内—

紙面版で紹介しきれないニュース記事は、WEB版「知財情報局」でご覧になれます。ぜひご利用ください。WEB版では、ニュースの他に、イベント情報や求人情報、メールマガジン等もご利用になれます。今すぐアクセス！

<月間12万ページ以上に閲覧されている知財情報局は下記URLへ>

WEB版 <http://braina.com>

